

紋別市公共建築物シックハウス対策

マニュアル

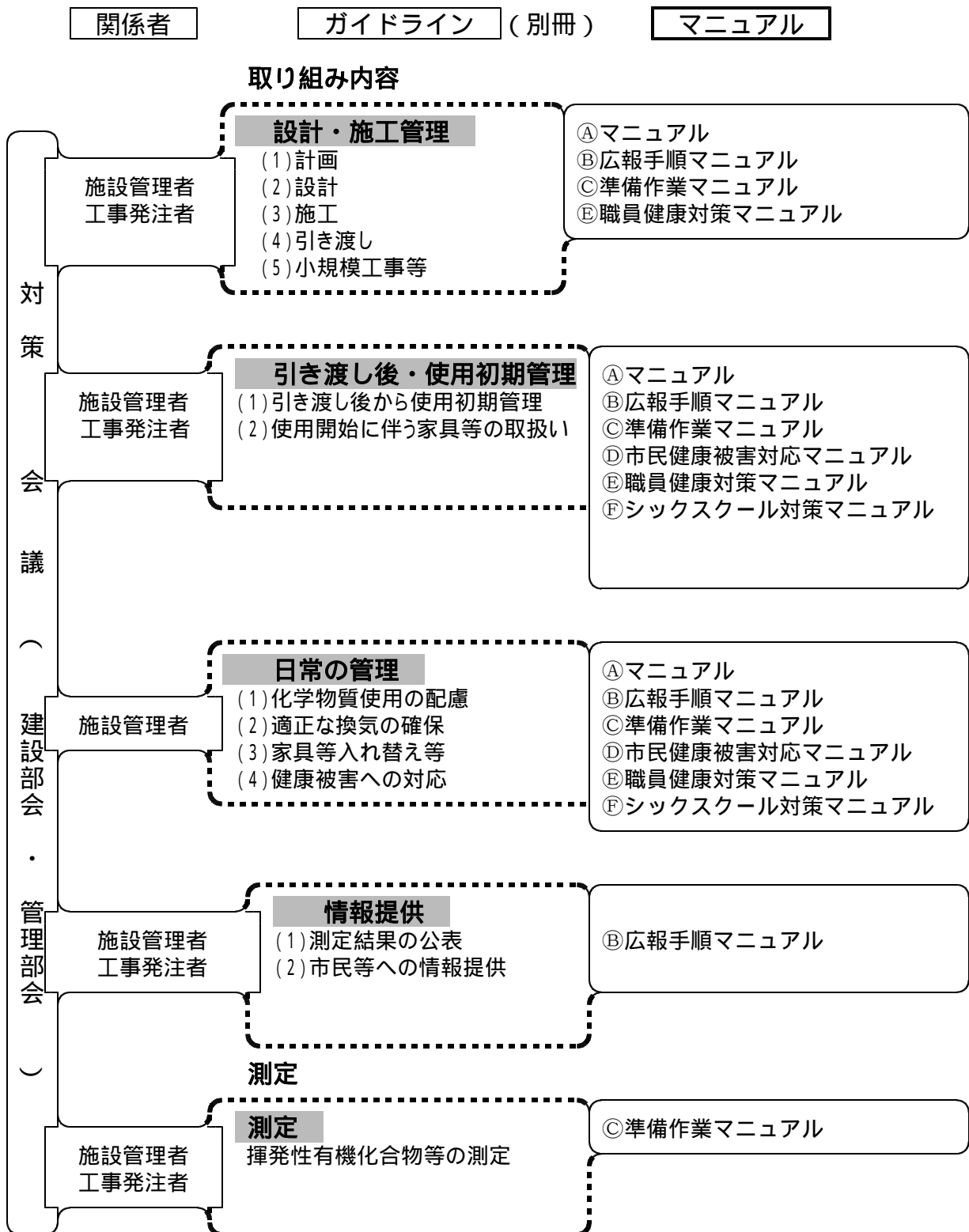
平成21年4月

紋別市

目 次

ガイドラインとマニュアルの係わり	．．．．．	2
① シックハウス低減対策マニュアル	．．．．．	3
（呼称：マニュアル）		
② シックハウス低減対策に係る広報手順マニュアル	．．．	9
（呼称：広報手順マニュアル）		
③ 室内空気採取における準備作業マニュアル	．．．．．	14
（呼称：準備作業マニュアル）		
④ シックハウスにおける市民健康対策マニュアル	．．	24
（呼称：市民健康対策マニュアル）		
⑤ シックハウスに係る職員健康被害対応マニュアル	．	32
（呼称：職員健康被害対応マニュアル）		
⑥ 紋別市立学校室内化学物質対応マニュアル	．．．．．	別冊
（呼称：シックスクール対応マニュアル）		

ガイドラインとマニュアルの係わり



- 注 A . 設計・施工の指針となるもの
 B . 測定結果の公表、関係部局の連絡体制等
 C . シックハウスの測定の作業手順
 D . 施設を利用する市民の健康及び被害対策
 E . 施設を利用する職員の健康及び被害対策
 F . 学校での児童生徒の健康及び被害対策

① シックハウス低減対策マニュアル

このマニュアルは、紋別市公共建築物シックハウス対策ガイドラインに基づき、設計者、工事監督員、施工者及び施設管理者等が連携して、市内公共建築物のシックハウスの低減を図るために、使用する材料・機器等の選定や施工等に当たっての取り組み事項等を定めたものである。

(1) 室内空気汚染低減のための材料規格等

室内空気汚染低減のための材料規格は下表に示すほか、厚生労働省が室内濃度指針値として規定している13種類の化学物質（ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・パラジクロロベンゼン・エチルベンゼン・スチレン・アセトアルデヒド・クロルピリホス・フタル酸ジ-n-ブチル・テトラデカン・フタル酸ジ-2-エチルヘキシル・ダイアジノン・フェノブカルブ）を含有しない又は含有が極力少ない材料を選定するよう努めること。

材料・機器等	規格等
合板・木質フローリング・構造用パネル・集成材・単板積層材	日本農林規格（以下 JAS）で定める F 等級又はそれと同等以上の性能をもつもの。（接着剤又は塗料を含んでいるものの接着剤又は塗料の規格は下記による）
MDF・パーティクルボード（家具や建具の心材として用いる場合も含む）・その他の木質建材	日本工業規格（以下 JIS）で定める F 等級又はそれと同等以上の性能をもつもの。（接着剤又は塗料を含んでいるものの接着剤又は塗料の規格は下記による）
壁紙	ホルムアルデヒドの放散量がJISで定めるF 等級又はそれと同等以上の性能をもつもので、かつ含まれる可塑剤が難揮発性のものとしてトルエン・キシレン・エチルベンゼンを原材料に使用していないものとしてSV規格（壁紙製品標準規格）に適合するもの。
接着剤	JISで定める F 等級又はそれと同等以上の性能をもつもので、ホルムアルデヒド不検出のものとし、有機溶剤を含有しない、又は含有が極力少ないもので、含まれる可塑剤が難揮発性のもの。
塗料・仕上げ塗材	材質は水性系でJISで定める F 等級又はそれと同等以上の性能をもち、トルエン・キシレンを配合しないもので、TVOC 含有量及び芳香族溶剤類の含有量が日本塗料工業会の「健康リスクに対する建築用塗料の目標基準（暫定値）」を満たし、含まれる可塑剤が難揮発性のもの。
グラスウール・ロックウール緩衝材、グラスウール・ロックウール断熱材・保温材、（配	JISで定める F 等級又はそれと同等以上の性能をもつもの。

管やダクト等の保温材に用いる場合も含む)	
木材保存剤	工場において防腐処理等を行うものとし、十分に乾燥した後に搬入し、現場における塗布又は吹き付けは、現場において加工した箇所のみとする。
配管材料及び配線材料・工場製作機器等	電気設備工事における材料、機器等の選定に当たっては、放散の無いもの、あるいは可能な限り放散の少ないものを選択すると共に、含有成分表示やその含有成分の放散に関する規格（公的規格、業界規格、化学物質等安全データシート）など確認できるものを使用する。
耐熱塗料	耐熱塗装を行う場合は、有機溶剤を含まないものを原則とするが使用箇所等の制限を受けるものは監督員と充分協議する。

(参考)ホルムアルデヒド発散建築材料の区分 (建築基準法)

建築材料の区分	ホルムアルデヒドの発散	JIS・JASなどの表示記号	内装仕上げの制限
建築基準法の規制対象外	少ない 放散速度 5 $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{h}$ 以下	F 非ホルムアルデヒド系接着剤使用	制限なしに使える
第3種ホルムアルデヒド発散建築材料	↑ 5 $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{h}$ ~ 20 $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{h}$ ↓	F	使用面積が制限される
第2種ホルムアルデヒド発散建築材料		20 $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{h}$ ~ 120 $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{h}$	
第1種ホルムアルデヒド発散建築材料	↓ 120 $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{h}$ 超 多い	旧F 2、F c 2 又は表示無し	使用禁止

ホルムアルデヒド発散速度の測定条件：温度28℃、相対湿度50%

μg (マイクログラム)：100万分の1gの重さ。放散速度 1 $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{h}$ は建材 1 m^2 につき 1時間当たり 1 μg の化学物質が発散されることをいいます。

建築物の部分に使用して5年間経過したものについては、制限なし。

JASでは、F の他に、「非ホルムアルデヒド系接着剤使用」などの表示記号もあります。

ホルムアルデヒドの含有に関しては、F 等級又は同等以上の性能を有する建築材料を使用する。

(2) 室内空気汚染低減のための対策

- (1) 工事（特に増築、改修工事）の施工に当たっては、該当工事の関係者以外の第三者の安全確保のため、工事現場から既設建物の室内空気環境を悪化させないよう必要な防止対策を講ずる。
- (2) 設計図書に定められた工法以外で、シックハウス低減に有効な工法の提案がある場合は、工事監督員と協議する。
- (3) 材料、施工材の選定に当たっては、含有成分表示やその含有成分の放散に関する規格（公的規格、業界規格、化学物質等安全データシート(MSDS)）など確認できる

ものを使用し、可能な限り厚生労働省が室内濃度指針値を規定している13種類の化学物質を含有しない又は含有が極力少ない材料を選択する。

- (4) 工場製作品等についても材料、接着剤等の含有成分表を入手し確認する。
- (5) 製作する木製家具等の塗装については、現場での塗装が最小限となるような施工管理を行う。
- (6) 合板、ボード類の放置期間及び接着剤、塗装の乾燥期間を十分に確保できる工程管理を行う。
- (7) 材料保管の際は、放散の多い材料と別に保管するなど、他製品などからの化学物質の吸着を防止するよう適切な措置を講ずること。
- (8) 工事中は、強制換気、必要に応じてベイクアウト等の強制放散措置及び簡易測定を実施するなど工事現場内の揮発性有機化合物に対し配慮する。
- (9) 美装時のワックスなどのメンテナンス用品についても使用する場合は含有成分を確認し工事監督員と協議する。
- (10) シックハウス低減のための対策については、別途発注工事を含めた全ての施工者の責任において、工事を完成させる。
- (11) 建物引渡し時には、施設管理者に対し換気・通風等の取扱い説明を行う。

(3) 外部工事（防水・塗装等）における室内空気汚染低減のための対策

- (1) 屋外防水工事、外壁塗装工事等は可能な限り化学物質の含有しない又は、含有が極力少ない材料を選び施工する。
 - ・施工方法の決定に当たっては、金額の比較だけでなく、化学物質の使用料の検討も行う。
 - ・大規模施工に当たっては、隣地が近接している場合等は、事前に周囲に周知する。
 - ・施工建物内に出来る限り化学物質が流入、放散しないように適切な処置をする。
- (2) 既存コンクリート面等に化学物質の浸透のおそれがあるクラック等がある場合は、化学物質が浸透しないようにクラック処理等を適切に行う。
- (3) 防水改修においては、既存防水層の上に新規防水層を施工するなど、環境負荷に考慮すると共に、クラック等により室内への化学物質の流入危険度を低減する。
- (4) 下地調整の施工後は、下地調整剤が十分に乾燥するまでの放置時間を取り、適時、室内の換気を行う。
- (5) やむを得ず、化学物質が含まれる接着剤・塗装剤等を用いて施工する場合は、他の仕上げ材に化学物質が移らないように、施工後、十分な乾燥及び換気時間をとる。

- (6) 工事現場で、化学物質を使う工種がいくつか行われている場合は、汚れが付いた作業服や、道具、機器類が交錯しないように注意する。
- (7) シーリング材等にも化学物質が含まれている可能性があるため、十分な乾燥及び換気時間をとる。
- (8) クリーニングやワックス等においても、化学物質が含まれていないか又は、化学物質が少ない材料を選び、十分な乾燥及び換気時間をとる。
- (9) 屋外防水工事・外壁塗装工事等の屋外工事でも、室内空気中の化学物質の濃度測定をできる限り実施する。

(4) 揮発性有機化合物 (VOC) 等の室内濃度測定

次の項目に従い工期中に「ガイドライン 3 測定 (2) 測定物質」の区分による室内空気濃度を測定し、厚生労働省による指針値以下であることを確認して、施設管理者等に報告し公表する。

・測定場所

事務室	会議室	休憩室	居住室・宿泊室
研究室等主要室	書庫・倉庫など常時換気しない部屋		

「官庁営繕部における平成15年度からのホルムアルデヒド等の室内空気中の化学物質の抑制に関する措置について」の通知による。

測定箇所は、日当たりの良い南西、又は継続して沢山の市民が使用する室とする。但し、これに寄らない場合は、対策会議等の決定した場所とする。

又、学校施設は「学校環境衛生の基準」、公営住宅は「公営住宅における化学物質の室内濃度測定方法等について」による。

・測定機関 公的測定分析機関、民間測定分析機関

参考

測定・分析区分	測定・分析機関
測定・分析機関	・北海道立衛生研究所 他
測定機関	・道内民間検査機関 他
分析機関	・(株)三菱化学アナリテック内 (財)ベターリビング分室 他

- ・測定方法 測定対象となる建築物により次の方法に準拠し実施する。
 - (1)「建築工事監理指針(国土交通省大臣官房官庁営繕部)」(国土交通省)
 - (2)「官庁営繕部における平成15年度からのホルムアルデヒド等の室内空気中の化学物質の抑制に関する措置について」(国土交通省最終変更平成19年4月18日)
 - (3)「学校環境衛生の基準」(文部科学省)
 - (4)「公営住宅における化学物質の室内濃度測定方法等について」(国土交通省)

・測定対象物質(ガイドライン 3測定 (2) 測定物質の区分による。)

揮発性有機化合物等		室内濃度指針値
1	ホルムアルデヒド	100 $\mu\text{g} / \text{m}^3$ (0.08ppm)
2	トルエン	260 $\mu\text{g} / \text{m}^3$ (0.07ppm)
3	キシレン	870 $\mu\text{g} / \text{m}^3$ (0.20ppm)
4	パラジクロロベンゼン	240 $\mu\text{g} / \text{m}^3$ (0.04ppm)
5	エチルベンゼン	3800 $\mu\text{g} / \text{m}^3$ (0.88ppm)
6	スチレン	220 $\mu\text{g} / \text{m}^3$ (0.05ppm)
7	アセトアルデヒド	48 $\mu\text{g} / \text{m}^3$ (0.03ppm)
8	クロルピリホス	1 $\mu\text{g} / \text{m}^3$ (0.07ppb) 幼児の場合 0.1 $\mu\text{g} / \text{m}^3$ (0.007ppb)
9	フタル酸ジ-n-ブチル	220 $\mu\text{g} / \text{m}^3$ (0.02ppm)
10	テトラデカン	330 $\mu\text{g} / \text{m}^3$ (0.04ppm)
11	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	120 $\mu\text{g} / \text{m}^3$ (7.60ppb)
12	ダイアジノン	0.29 $\mu\text{g} / \text{m}^3$ (0.02ppb)
13	フェノブカルブ	33 $\mu\text{g} / \text{m}^3$ (3.80ppb)
	TVOCの暫定目標値	400 $\mu\text{g} / \text{m}^3$

(両単位換算は25 の場合による)

別途発注工事において室内空気濃度測定を実施する場合は、円滑に測定ができるよう協力するとともに、厚生労働省による指針値以下であることを確認する。

製品安全データシート (M S D S)

1 [化学物質等及び会社情報]

製品名： 172
会社名： 技研化学株式会社
住所： 〒359-0011
埼玉県所沢市 番地
電話番号： 04 - 2944 - F A X： 04 - 2944 -
担当部署： 品質管理課 研究開発室
作成日： 2007 年11 月15 日
改訂日： 2007 年11 月5 日

2 [組成、成分情報]

単一物質・混合物の区別：混合物
化学名：主成分 シリコンポリマー、ポリイミド、ポリエステル
成分及び質量百分率：

成分	質量百分率
ポリイミド	30～40%
ポリエステル	10～15%
ポリオルガノシロキサン	30～40%
ポリフルオロアルキレン	10～15%
合計	100

国連分類：該当せず。

国連番号：該当せず。

3 [危険有害性の要約]

人に対する有害性：知見なし
物理的・化学的危険性：知見なし

4 [応急措置]

眼に入った場合：

直ちに大量の清浄な流水で15分以上洗う。医師の診断を受けること。

皮膚に付着した場合：

付着物を布にてすばやく拭き取る。大量の水又は、皮膚用の洗剤を使用して十分に洗い落とす。痛みを生じた時は医師の手当てを受ける。

吸入した場合：

蒸気、ガスを大量に吸入した場合は新鮮な空気のある場所へ移動し、安静にする。
異常が認められる場合には医師の手当てを受ける。

飲み込んだ場合：

以降 省略

② シックハウス対策に係る広報手順マニュアル

紋別市公共建築物シックハウス対策ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に基づき、市民、施設利用者に適切に広報するための手順を以下に定める。

1 設計・施工管理（引き渡し前の新築完成時測定）の場合の広報

公共建築物で揮発性有機化合物（VOC）等を測定した場合は、測定日、測定箇所、測定項目、指針値、測定結果を担当課のホームページ（以下「HP」という。）に掲載及び当該施設で掲示する。

（1）測定結果が指針値以下の場合

- ・ HPに掲載及び当該施設で測定結果を掲示する。
- ・ 紋別市公共建築物シックハウス対策会議又は専門部会（以下「対策会議等」という。）に報告する。（指針値以下なので、HPに掲載及び当該施設で掲示。対策会議等に報告する以外は特に報告の必要はない。）

（2）測定結果が指針値を超えた場合

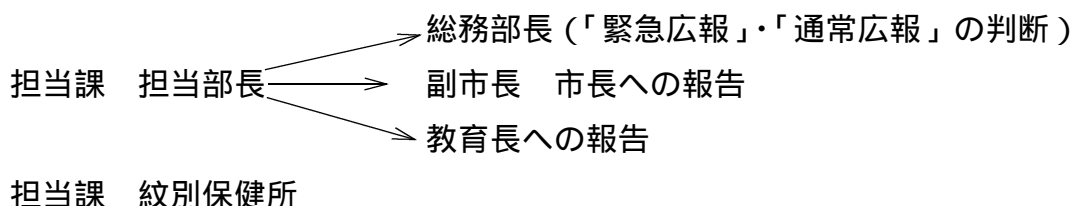
- ・ 対策会議に報告。
- ・ 関係部局等への報告。(3)へ
（指針値を超えても、施設利用前なので人の健康への影響は考えられない。指針値以下であることが確認されるまで市は引き渡しを受けない。これにより工期が延びる可能性はある。）



【指針値以下であることが確認】

- ・ 対策会議に報告。
- ・ 関係部局等への報告。
- ・ HPに掲載及び当該施設で測定結果を掲示する。

（3）関係部局等への報告



2 引き渡し後（家具等搬入後測定）の場合の広報

公共建築物で揮発性有機化合物（VOC）等を測定した場合は、測定日、測定、箇所、測定項目、指針値、測定結果を担当課のHP に掲載及び当該施設で掲示する。

（1）測定結果が指針値以下の場合

1の（1）に準じる

（2）測定結果が指針値を超えた場合

A．施設利用前 1の（2）に準じる

B．施設利用後 3の（2）に準じる

（3）関係部局等への報告

A．施設利用前 1の（3）に準じる

B．施設利用後 3の（3）に準じる

3 日常の管理（家具入替え後測定、夏期測定）の場合の広報

市有の公共建築物で揮発性有機化合物（VOC）等を測定した場合は、測定日、測定箇所、測定項目、指針値、測定結果を担当課のHP に掲載及び当該施設で掲示する。

(1) 測定結果が指針値以下の場合

1の(1)に準じる

(2) 測定結果が指針値を超えた場合

- ・ HPに掲載及び当該施設で測定結果を掲示する。
- ・ 関係部局等への報告。(3)へ
- ・ 対策会議を開催。

人の健康への影響が不明もしくは影響があることが考えられることから、直ちに施設の使用を中止する。いつまで中止するか判断
施設利用者へのお知らせ、お知らせ方法の検討
施設利用者、職員の健康調査の必要性の判断
代替え施設の準備の要、不要の判断

等々・・・該当施設の性質により即時に判断すべき項目が異なると思われるので、日頃から判断すべき項目を準備しておくこと)

- ・記者発表した場合その内容もHPに掲載する。

(3) 関係部局等への報告

- ・ 1の(3)に準じる
- ・担当部長 議会への報告
- ・記者発表(測定結果が出てから公表まではなるべく短時間とする。)

4 日常の管理(改修時測定)の場合の広報

市有の公共建築物の改修で揮発性有機化合物(VOC)等を測定した場合は、測定日、測定箇所、測定項目、指針値、測定結果を担当課のHPに掲載及び当該施設で掲示する。

(1) 測定結果が指針値以下の場合

- 1の(1)に準じる

(2) 測定結果が指針値を超えた場合

指針値を超えると、施設利用中なので人への健康への影響が考えられる。指針値以下であることが確認されるまで市は引き渡しを受けない。

- ・関係部局等への報告。(3)へ
- ・対策会議を開催。

直ちに施設の使用を中止する。いつまで中止するか
の判断
施設利用者へのお知らせ、お知らせ方法の検討
施設利用者、職員の健康調査の必要性の判断
代替え施設の準備の要、不要の判断 等々

- ・HPに掲載及び当該施設で測定結果を掲示する。
- ・記者発表した場合その内容もHPに掲載する。



【指針値以下であることが確認】

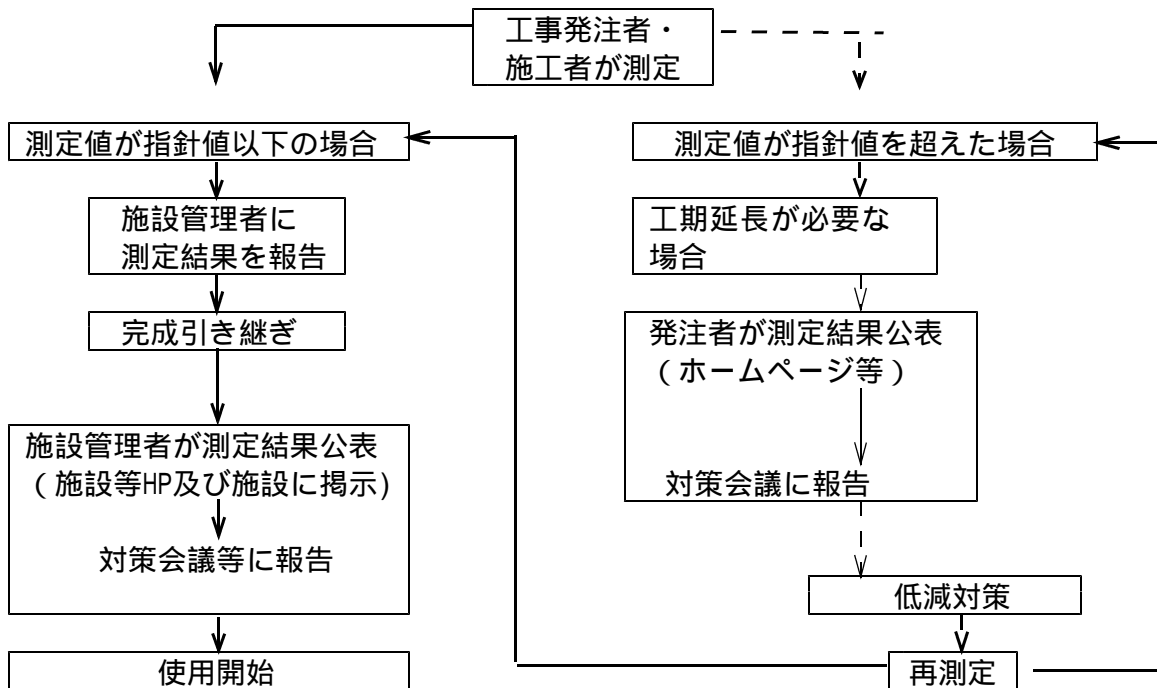
- ・対策会議に報告。
- ・関係部局等への報告。
- ・HPに掲載及び当該施設で測定結果を掲示する。

(3) 関係部局等への報告

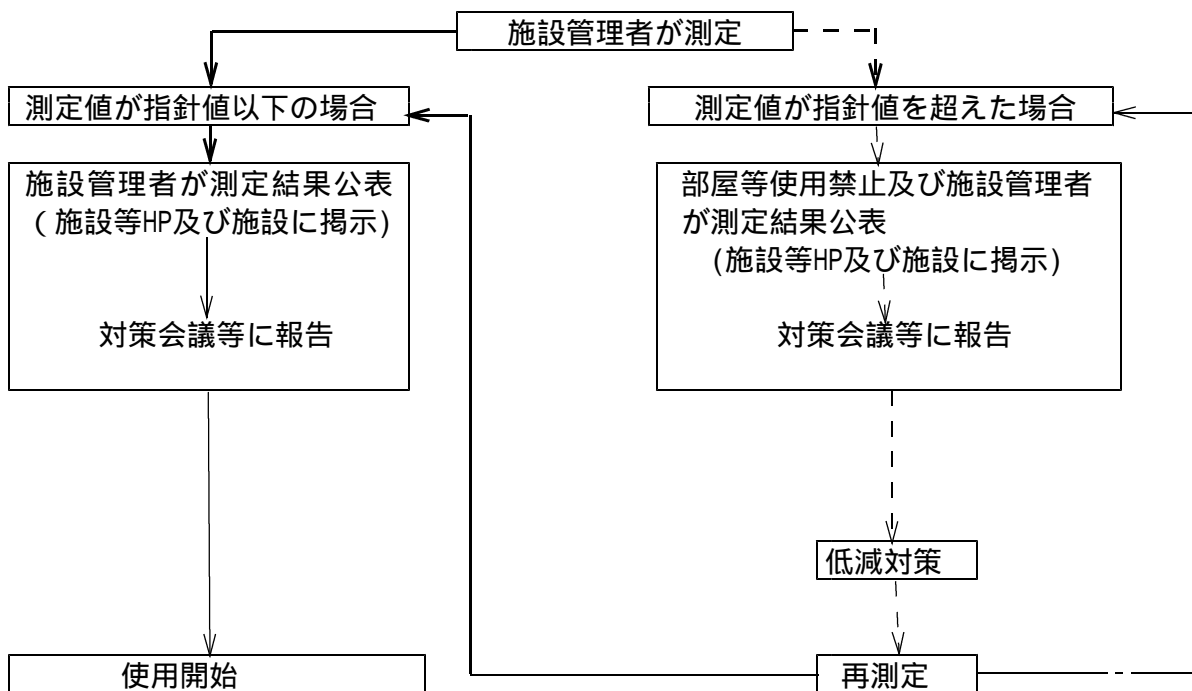
担当課 担当部長 副市長 市長への報告

揮発性有機化合物（VOC）測定と測定結果公表のフロー

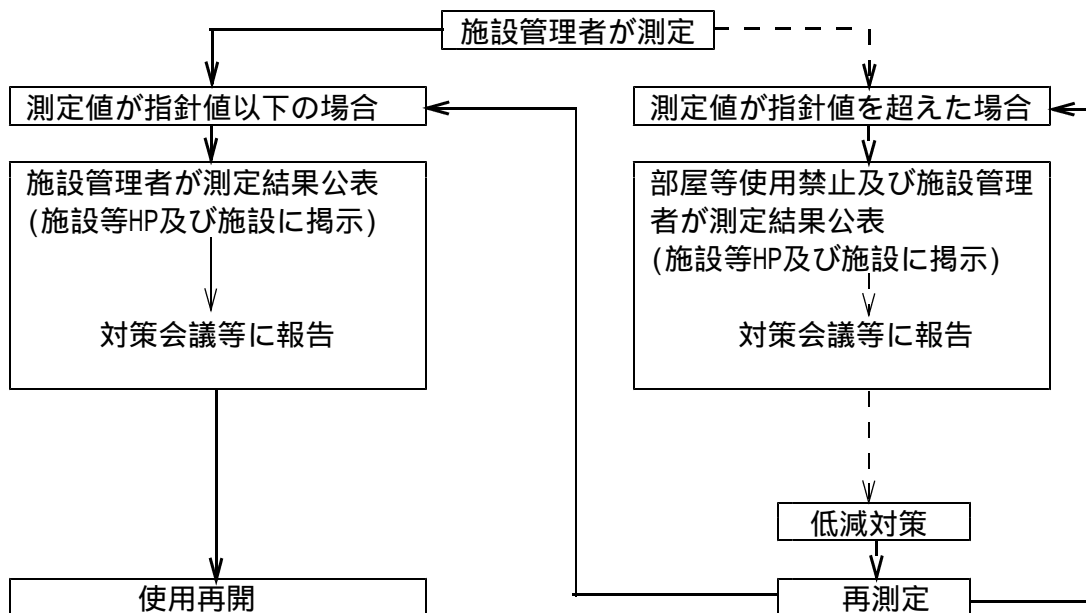
1. 工事の場合



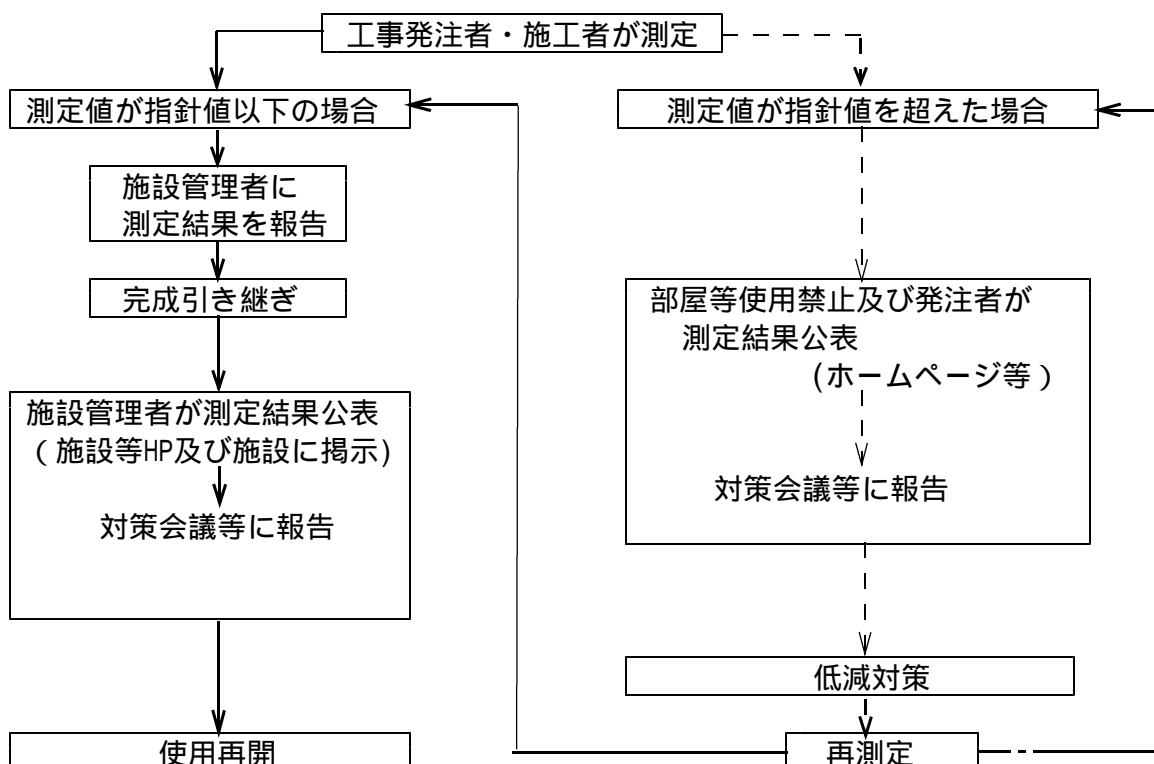
2. 引き渡し後の場合（家具等搬入後測定）



3. 日常管理の場合（家具等入れ替え後測定、夏期測定など）



4. 日常管理の場合（改修工事時測定）



5. 学校における定期検査及び臨時検査の場合

シックスクール対策マニュアルによる

◎ 室内空気採取における準備作業マニュアル

このマニュアルは、紋別市公共建築物シックハウス対策ガイドラインに基づく揮発性有機化合物（VOC）等の測定（以下「測定」という）にあたり、30分間又は24時間の空気採取における測定場所の換気や密閉などの準備作業とその記録、および24時間採取における室内使用状況の記録を適切に実施するために定めるものである。

1 空気採取における準備作業

空気採取における準備作業とは、厚生労働省等の通知に示された採取方法のうち、新築・改修時等に行う30分間又は24時間¹採取における測定場所の換気及び密閉などの条件に基づき実施する作業をいう。居住時²に行う24時間採取では平常の生活（執務）状態において空気を採取するが、測定場所の使用状況は記録する。

- 1 測定時間は、原則として24時間とする。ただし、工期等の都合により、24時間測定が行えない場合は、8時間測定とする。
- 2 居住時の24時間採取とは、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」及び「学校環境衛生の基準」等に基づく測定とする。尚、新築・改築・家具等の搬入時の測定とは、密閉などの条件に基づき実施する測定をいう。

これらの作業は、正しい測定値を得ると同時に、得られた数値を評価する上で必要不可欠なものである。従って、測定を依頼した施設管理者又は工事発注部局及び測定を実施するものは、このマニュアルに従い適切に取り組みなければならない。

なお、学校教育施設（小中学校）及び児童福祉施設（児童館、保育所）において「学校環境衛生の基準」（文部科学省）に基づき、定期検査、臨時検査を行う場合は、その作業手順による。

また、公営住宅施設における測定時の作業手順は、「公営住宅における化学物質の室内濃度測定方法等について」による。

2 作業責任者

（1）施設管理者または工事発注者は、測定に際し室内空気採取時の準備のための作

業責任者を置く。

(2) 作業責任者は作業実施者を指名する。

(3) 作業責任者は当該作業を統括し、実施状況を確認する。

3 作業実施者

(1) 作業実施者は、次の作業手順に従い、室内空気採取時の準備作業を実施する。

4 作業手順

A . 新築・改修時等における30分間¹又は24時間²採取をする場合(室内空气中の揮発性有機化合物の最大濃度を推定)

1 アクティブ法 ポンプを使って室内空気を採取します。30分の測定が2回必要となります。濃度分析は専門機関にて行います。

2 パッシブ法 サンプラー(捕集管・バッチ)により、24時間室内空気を自然吸着させて測定します。濃度分析は専門機関にて行います。

手 順	注意事項
(1) 作業時刻の設定 室内空気採取前の換気時刻を設定する 室内空気採取前の密閉時刻を設定する 室内空気の採取時刻を設定する。 室内空気採取後の換気時刻を設定する	<ul style="list-style-type: none">・換気時間は30分間とする。・密閉時間は5時間以上とする。・採取に要する時間は1ヶ所およそ24時間とする。ただし、8時間測定の場合は、10時30分から18時30分までとする。・30分間採取の場合は、午後2時～3時の間で設定するのが望ましい(学校環境衛生の基準では授業を行う時間帯とする)。・室内濃度が最大となる条件で空気を採取することから、空気採取後に当該場所を使用する場合は必ず30分以上の換気時間を設定する。
(2) 関係者への通知 職員、施設利用者、工事関係者、守衛、管理人等に測定の実施について周知する。	<ul style="list-style-type: none">・密閉中および測定中には測定場所への立ち入りができなくなることを周知する。
(3) 空気採取場所の換気 外気に面した窓・玄関及び測定場所への出入り口扉を開放する。 家具・建具・備え付け品の扉、引き出しを全て開放する。 この状態を30分間維持する。 記録シート(様式1・様式3)に必要	<ul style="list-style-type: none">・この換気は揮発性有機化合物等の室内濃度を外気と同レベルにする目的で行う。・換気中に誤って扉等を閉めることのないよう、張り紙等により周知する。この場合、油性ペンを使用してはならない。・作業実施者が記載し、作業責任者が確認する

<p>事項を記載する。</p>	
<p>(4) 空気採取場所の密閉 換気後、外気に面した窓・玄関及び測定場所への出入り口扉を閉鎖する。 24時間の常時換気システムのための換気口以外は閉鎖する。 局所換気扇がすべて停止していることを確認する。 室温が10℃を超えていることを確認する。</p> <p>測定場所を施錠する。施錠が不可能な場合は張り紙等により入室禁止を周知する。</p> <p>この状態を5時間以上維持する。</p> <p>記録シート(様式1・様式3)に必要な事項を記載する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・家具・建具・備え付け品の扉、引き出しは開放したままとする。 ・24時間の常時換気システムは稼働させたままとする。 ・壁面・トイレ・キッチン等に設置し、必要に応じて使用する換気扇等を指す。 ・教室、居室等においては、18℃以上で行い、大規模空間施設(体育館等)においては、10℃以下では行わない。 実際には、人が生活するのに適した温度(20℃)以上あることが望ましい。 ・密閉中に誤って立ち入ることのないよう、張り紙等により周知する。この場合、油性ペンを使用してはならない。 ・作業実施者が記載し、作業責任者が確認する。
<p>(5) 室内空気の採取 測定機関が行う空気採取時の聞き取り調査に協力する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・空気の採取は測定機関が行う。 ・空気採取中には測定者以外立ち入りはできない。
<p>(6) 空気採取後の換気 空気採取終了後、すみやかに採取場所の換気を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・空気採取後に当該場所を使用する場合は、必ず換気を行う。
<p>(7) 記録シートの保存 記録シートは施設管理者又は工事発注部局が5年間保存する。</p>	

B. 居住時における24時間採取をする場合(揮発性有機化合物の平常時における存在量、暴露量を推定)

手 順	注意事項
<p>(1) 関係者への通知 職員、施設利用者、守衛、管理人等に測定の実施について周知する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・測定機器等に手を触れないよう注意を促す。
<p>(2) 室内空気の採取 平常の生活(執務)を行いながら室内空気を採取する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・空気の採取は測定機関が行う。 ・窓開け等による換気は平常通り行って良いが、その回数、時間は記録シートに記載する。 ・油性ペン等揮発性のあるものを使用した場

<p>室内使用状況を記録シート（様式 2・様式 3）に記載する。</p>	<p>合、記録シートに記載する。 ・記録シートは作業実施者が記載し、作業責任者が確認する。</p>
<p>（ 3 ）記録シートの保存 記録シートは施設管理者が 5 年間保存する。</p>	

記 録 シ ー ト

1 . 施設名			
2 . 測定場所			
3 . 測定年月日	平成 年 月 日		
4 . 測定の周知			
5 . 天候 * 1			
6 . 温度 * 2			
7 . カーテン等	無・有 (種類:カーテン・レースカーテン・ブラインド・その他) 状 態 (全開・1/2 開・1/4 開・全閉)		
8 . 常時換気システム * 3	無・有	作動状況	切・入
9 . 暖房機の使用	無・有	10 . 冷房機の使用	無・有
11 . 換気時刻	: ~ :		
出入口等の開放	出入口 (開・閉)		窓 (開・閉)
家具等の開放	名 称	開閉の状況	数量
		開 閉	
局所換気扇の作動状況 * 4	切・入 切・入		
換気終了時の温度			
換気終了時の天候			
12 . 密閉時刻	: ~ :		
出入口等の開放	出入口 (開・閉)		窓 (開・閉)
家具等の開放	名 称	開閉の状況	数量
		開 閉	
局所換気扇の作動状況	切 切		
13. 測定開始終了時の温度	開始	終了	サーモグラフティによる
14. 測定開始終了時の天候	開始	終了	
15. 24時間採取日及び時間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 : ~ :		
16 . 測定機関			
17 . 作業実施者			印
18 . 作業責任者			印

* 作業責任者は、各項目の確認 (の欄 レ 記載) を行う。

記録シート記入上の注意

- * 1 : 室内空気採取時の天候を記入して下さい。
- * 2 : 室内空気採取時の温度を記入して下さい。
- * 3 : 計画 (2 4 時間) 換気システムの作動状況を記入して下さい。
- * 4 : 計画 (2 4 時間) 換気システム以外の作動状況を記入して下さい

記 録 シ ー ト (記 入 例)

1 . 施設名	✓	紋別市役所					
2 . 測定場所	✓	執務室					
3 . 測定年月日	✓	平成 2 1 年 8 月 1 0 日					
4 . 測定の周知	✓	職員・清掃業者には口頭、張り紙実施					
5 . 天候 * 1	✓	曇り					
6 . 温度 * 2	✓	1 8					
7 . カーテン等	✓	無・ <input checked="" type="radio"/> 有 種類：カーテン・レースカーテン・ブラインド・その他) 状 態 (<input checked="" type="radio"/> 全開・1/2 開・1/4 開・全閉)					
8 . 常時換気システム * 3	✓	<input checked="" type="radio"/> 無・有	作動状況	切・ <input checked="" type="radio"/> 入			
9 . 暖房機の使用	✓	<input checked="" type="radio"/> 無・有	10 . 冷房機の使用	✓ <input checked="" type="radio"/> 無・有			
11 . 換気時刻	✓	9 : 0 0 ~ 9 : 3 0					
出入口等の開放	✓	出入口 (<input checked="" type="radio"/> 開・閉)		窓 (<input checked="" type="radio"/> 開・閉)			
家具等の開放		名 称	✓	開閉の状況	✓	数量	✓
		ロッカー			<input checked="" type="radio"/> 開		5
		本棚			<input checked="" type="radio"/> 開		2
局所換気扇の作動状況 * 4	✓	切・ <input checked="" type="radio"/> 入					
	✓	切・ <input checked="" type="radio"/> 入					
換気終了時の温度	✓	1 8 . 2					
換気終了時の天候	✓	曇り					
12 . 密閉時刻	✓	9 : 3 0 ~ 1 4 : 3 0					
出入口等の開放	✓	出入口 (開・ <input checked="" type="radio"/> 閉)		窓 (開・ <input checked="" type="radio"/> 閉)			
家具等の開放		名 称	✓	開閉の状況	✓	数量	✓
		ロッカー			<input checked="" type="radio"/> 開		5
		本棚			<input checked="" type="radio"/> 開		2
局所換気扇の作動状況	✓	<input checked="" type="radio"/> 切					
	✓	<input checked="" type="radio"/> 切					
13. 測定開始終了時の温度	✓	開始	終了	サーモグラフティによる	✓		
14. 測定開始終了時の天候	✓	開始	曇り	終了	曇り		
15. 24時間採取日及び時間		平成 2 1 年 8 月 1 0 日 ~ 平成 2 1 年 8 月 1 1 日 1 4 : 3 0 ~ 1 4 : 3 0					
16 . 測定機関	✓	紋別市建設部建築住宅課					
17 . 作業実施者	✓	紋別 太郎		印			
18 . 作業責任者	✓	紋別 次郎		印			

* 作業責任者は、各項目の確認 (の欄 ✓ 記載) を行う。

記録シート記入上の注意

- * 1 : 室内空気採取時の天候を記入して下さい。
- * 2 : 室内空気採取時の温度を記入して下さい。
- * 3 : 計画 (2 4 時間) 換気システムの作動状況を記入して下さい。
- * 4 : 計画 (2 4 時間) 換気システム以外の作動状況を記入して下さい。

記 録 シ ー ト

施設名												
測定場所												
測定年月日	年月日時分(測定開始日) ~ 年月日時分(測定終了日)											
測定の周知												
生活状況の記録												
時刻	6:00	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00
在室												
入口												
窓												
換気システム												
換気扇												
カーテン等												
暖房												
掃除												
家具等												
揮発性物質												
その他												

生活状況の記録												
時刻	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00	24:00	1:00	2:00	3:00	4:00	5:00
在室												
入口												
窓												
換気システム												
換気扇												
カーテン等												
暖房												
掃除												
家具等												
揮発性物質												
その他												
備考												
測定機関												
作業実施者												印
作業責任者												印

*作業責任者は、各項目の確認(の欄に 記載)を行う。

参考

記録シート記入上の注意

この記録シートは、測定結果を評価する際に必要となりますので、全ての項目について必ず記入して下さい。生活状況の記録について、測定開始から終了までの24時間について記入して下さい。測定開始前に特に揮発性有機化合物が発生したと思われる状況があれば、備考欄に記入して下さい。

(様式2)

記 録 シ ー ト(記入例)

施設名	✓	紋別市役所											
測定場所	✓	執務室											
測定年月日	✓	21年 8月 11日 9時00分(測定開始日) ~ 21年 8月 12日 9時00分(測定終了日)											
*1 測定の周知	✓	職員・清掃業者には口頭、張り紙実施											
生活状況の記録													
時刻		6:00	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00
*2 在室	✓					在室							
*3 入口	✓			開					開				
*4 窓	✓				開		開			開			
*5 換気システム	✓					動							
*6 換気扇	✓			動							動		
*7 カーテン等	✓							開					
*8 暖房	✓												使用
*9 掃除	✓												
*10 家具等	✓				開					開			
*11 揮発性物質	✓												
その他													
備考		マジック使用 掃除にマイペット使用											
測定機関	✓	紋別市建設部建築住宅課											
作業実施者	✓	紋別 太郎										印	
作業責任者	✓	紋別 次郎										印	

* 作業責任者は、各項目の確認(の欄に ✓ 記載)を行う。

- * 1 : 関係職員や測定について張り紙等で周知をしているか、記入して下さい。
- * 2 : 在室時間を記入して下さい。
- * 3 : 出入り口の開閉状況を記入して下さい。
- * 4 : 窓の開閉状況を記入して下さい。
- * 5 : 計画(24時間)換気システムの作動状況を記入して下さい。
- * 6 : 局所換気扇の作動状況を記入して下さい。
- * 7 : カーテン・ブラインドの開閉状況を記入して下さい。
- * 8 : 暖房の使用状況を記入して下さい。
- * 9 : 掃除の時間を記入して下さい。(洗剤の使用がある場合は、品名を備考欄に記入して下さい。)
- * 10 : 測定室にある家具等の扉の開閉状況を記入して下さい。
- * 11 : 殺虫剤・ヘアスプレー・消臭スプレー・エアゾール製品等の使用状況を記入して下さい。

家具等の室内配置状況記録シート

施設名	
測定場所	
測定年月日	平成 年 月 日
平面図 (写真等の添付も可)	
作業実施者	印
作業責任者	印

* 作業責任者は、各項目の確認(の欄に √ 記載)を行う。

家具等の室内配置状況記録シート

施設名 <input checked="" type="checkbox"/>	紋別市役所		
測定場所 <input checked="" type="checkbox"/>	執務室		
測定年月日 <input checked="" type="checkbox"/>	平成 21 年 8 月 10 日		
平面図 <input checked="" type="checkbox"/>	(写真等の添付も可)		
北			
ロッカー —		本棚	
ロッカー —		本棚	
ロッカー —			
ロッカー —			
ロッカー —			
南			
作業実施者 <input checked="" type="checkbox"/>	紋別 太郎	印	
作業責任者 <input checked="" type="checkbox"/>	紋別 次郎	印	

* 作業責任者は、各項目の確認 (の欄に 記載)を行う。

④ シックハウスにおける市民健康被害対応マニュアル

このマニュアルは、紋別市公共建築物シックハウス対策ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に基づき、公共建築物内において市民に化学物質が起因すると疑われる健康被害が発生した場合、施設管理者が適切および迅速な対応をすることにより、健康被害を最小限にとどめることを目指すものである。

1 健康被害の訴えがあった市民への対応

健康被害の拡大を防ぐためには、当該施設における速やかな初期対応が非常に重要であることから、施設管理者は、市民（施設利用者）から健康被害の訴えがあったとき、別紙（施設管理者対応フロー図）の流れに従って、次のことを実施する。

（１）当該場所から直ちに避難させる。

（避難場所としては効果的な換気ができる部屋など比較的安全な部屋が良い。戸外でも可。）

（２）本人の状況を様式４の「 」を用いて次の聞き取りを実施し、本人の訴えの概要について記録しておく。

- ・ 氏名
- ・ 年齢
- ・ 連絡先

（３）避難場所で休んでもらうが、本人の希望により帰宅を希望する場合はその限りではない。

避難させたことにより、症状が消失したときは自宅で様子を見てもらう。

さらに、翌日、様式４の「 」を用いて次の聞き取りを実施する。

- ・ 体調
- ・ 受診の有無

なお、自宅において再び症状が現れ体調が「やや悪い」または「悪い」との訴えがあったときは、様式４の「 」を用いて聞き取りを実施した後、速やかに紋別市公共建築物シックハウス対策会議又は各専門部会（以下「対策会議等」という。）に連絡し指示を受ける。

避難させても症状が消失しないときは、様式４の「 」を用いて次の詳細な聞き取りを実施する。

- ・ 発生日時
- ・ 発生場所
- ・ 本人の訴え（詳細）

さらに、翌日、自宅での症状の有無について様式4の「 」を用いて次の聞き取りを実施する。

- ・ 体調
- ・ 受診の有無

なお、体調の聞き取りにおいて「 やや悪い」または「悪い」との訴えがあったときは、速やかに「対策会議等」に連絡し指示を受ける。

2 紋別市公共建築物シックハウス対策会議（以下「対策会議」という。）への報告

施設管理者は、ガイドラインに示されているとおり、対策会議へ報告し指示を受ける。

3 「対策会議」との連携

施設管理者は、健康被害状況調査票（様式4）「 」の体調の聞き取りにおいて、「やや悪い」または「悪い」との訴えがあったときは、様式4の内容について速やかに「対策会議」に連絡し指導・助言を受ける。また、健康被害の訴えがあった市民の不安が解消するまで「対策会議」との連携をはかりながら、継続してその市民への対応にあたる。

なお、「対策会議」との連携にあたってはプライバシーの保護に配慮し、健康被害の訴えがあった市民に了承をもらう。

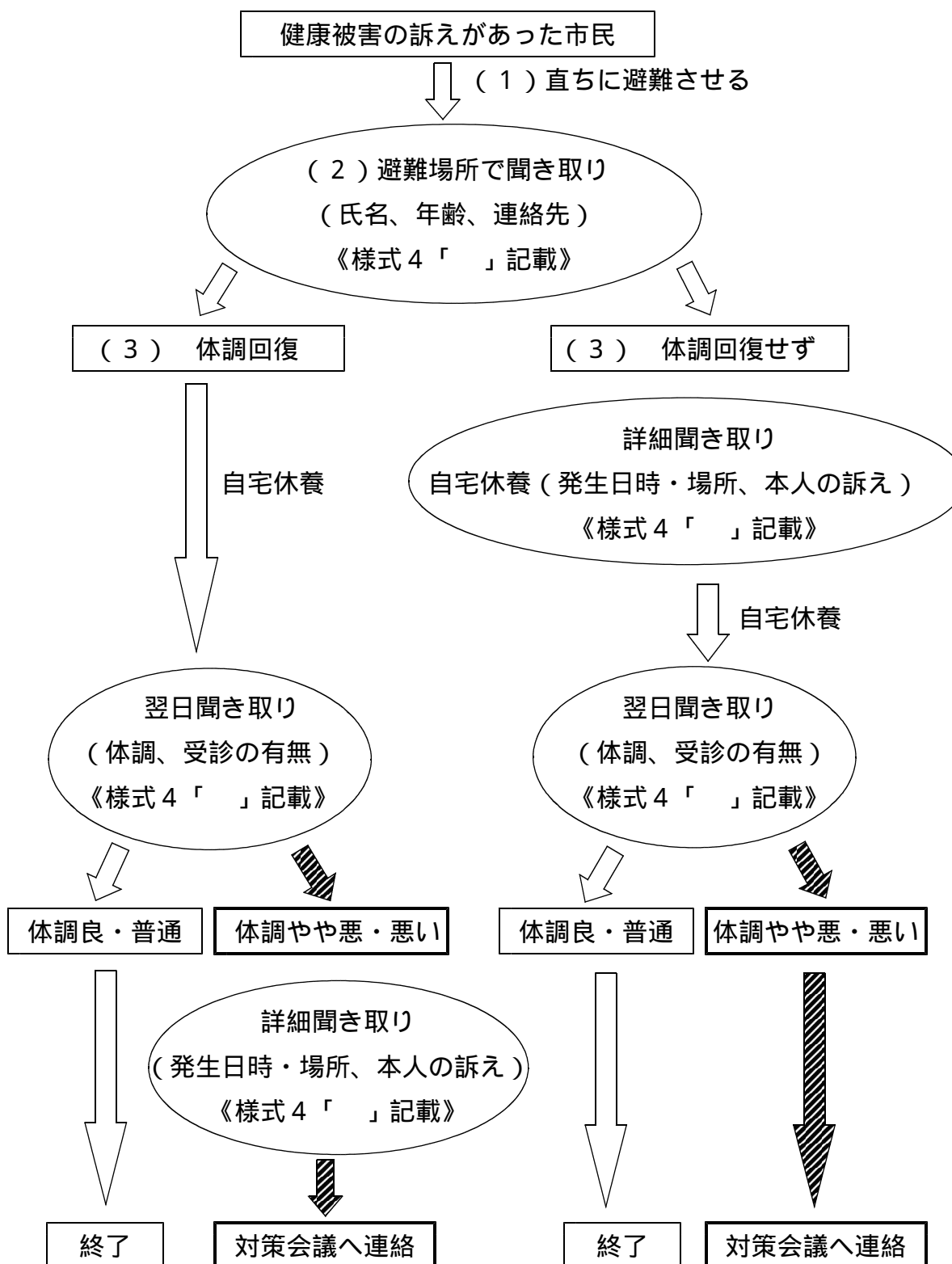
4 所属部局長への報告

施設管理者は、市民からの健康被害の訴えの事実、対応等を所属部局長へ報告する。

5 日常管理の徹底・制限

日常の管理については、ガイドラインに示されているとおりであるが、施設管理者は事実関係が明らかになるまでは対策会議の指示を受け、当該場所においては換気の徹底をはかるとともに、ワックス・合成洗剤の使用など、化学物質が含まれているものの使用を中止するなど日常管理のさらなる徹底・制限を実施する。

<施設管理者対応フロー図>



(様式4)

市長	副市長	部長		課長	係長	係

健康被害発生(疑)状況等調査票

氏名	年齢	連絡先
	歳	(TEL)
本人の訴え(概要)	例) 施設に来たところ、30分後に目がチカチカした。	
記載年月日	施設名	担当者名

発生日時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分頃
発生場所	施設名
	具体的な場所
本人の訴え(詳細)	本人の言動をそのまま記載してよい。
担当者の対応	
記載年月日	担当者名

連絡日時	月日午前・午後時分
体調 *のときは対策 会議等へ連絡)	良い・普通・やや悪い*・悪い* []
受診の有無	有・無
担当者の対応終了・対策会議へ連絡・その他	
記載年月日	担当者名

参考

1 よく見られる症状

- ・頭痛・目や喉の刺激感
- ・皮膚のかゆみ・動悸
- ・関節痛 など

2 特徴

その場を離れると症状が消失

市長	副市長	部長		課長	係長	係

健康被害発生(疑)状況等調査票(記載例)

氏名	年齢	連絡先
紋別 太郎	55歳	紋別市幸町2丁目 (TEL -)
本人の訴え(概要)	例) 施設に来たところ、30分後に目がチカチカした。 センターに来たところ、臭いがして吐き気がした。	
記載 21年 8月 10日	施設名 センター	担当者名 紋別 花子

発生日時	平成 21年 8月 10日 午前・午後 2時 00分頃	
発生場所	施設名	センター
	具体的な場所	1階研修室B
本人の訴え(詳細) 本人の言動をそのまま記載してよい。 目がチカチカする。研修室に入ったときから臭いが気になっていた。そのまま、研修室で研修を受けていたが、めまいもして、吐き気がしてきた。ロビーで休んだが良くならない。		
担当者の対応 換気のあるA室で休んでもらった。30分がたった頃、めまいがおさまり、本人も希望したので自宅で様子を見てもらうこととした。		
記載年月日	21年 8月 10日	担当者名 紋別 花子

連絡日時	8月11日午前・午後10時00分
体調 <small>*のときは対策会議等へ連絡)</small>	良い・普通・やや悪い*・悪い* 今朝起きると普段と 変わらなかった
受診の有無	有・無
担当者の対応	終了・対策会議へ連絡・その他 対策会議へ8月11日連絡済み
記載年月日	21年8月10日
担当者名	紋別 花子

参考

- よく見られる症状
 - ・頭痛・目や喉の刺激感
 - ・皮膚のかゆみ・動悸
 - ・関節痛 など
- 特徴
 - その場を離れると症状が消失

6 健康推進課との連携

健康推進課は施設管理者から情報提供があったときは、化学物質に起因すると疑われる体調不良の訴えがあった市民に対し、施設管理者と連携を図りながら次のことを行う。

所属長等と連携を図り、健康推進課は次の対応を行う。

【健康被害発生時における対応】

- (1) 当該現場等の確認をする
- (2) 健康被害の訴えがあった市民から発生状況及び体調を把握する。
(様式5：シックハウス症候群等相談票および様式6：健康チェック票)
- (3) 既往症等の確認及び必要時、受診を勧める。
- (4) 生活及び環境改善に関する指導・助言を次のとおり実施する。

日常生活における換気に努めること。
新陳代謝を促進するため、運動や入浴を実施すること。
ビタミン、ミネラルを十分に摂り、バランスの良い食事を心がけること。
また、食物はできるだけ自然食品（有機栽培・無農薬・無添加）を摂ること。
整髪料、化粧品の使用や喫煙については、なるべく避けること。
洗剤や消臭剤など生活用品についても、できるだけ化学物質が使われていないものを選ぶこと。
十分な睡眠と規則正しい生活により体調を整えること。

【発生時以後の対応】

- (1) 健康被害の訴えがあった市民に対し必要に応じて体調や受診状況等を把握し、指導・助言を行う。
なお、プライバシーの保護に配慮し、施設管理者等への報告については健康被害の訴えがあった市民に了承をもらう。

シックハウス症候群等相談票

相談 年月日	平成 年 月 日	来所 電話	初回 ()回目	対応者
相談者	氏名		性別	年齢
	住所			電話番号
相談項目	・症状・検査・予防対策・専門医療機関・知識 ・その他()			
相談概要				
相談内容				
助言・指導内容				
健康チェックの必要性		なし・あり(別紙2に記載)		
環境生活調査の必要性		なし・あり(実施 月 日)		
相談の 事後処理	終了 ・ 継続 ()			
	検査機関の紹介先()			
	他相談機関紹介先()			
	医療機関紹介先 ()			

健康チェック票

氏名	
1.医療機関受診状況	:(医療機関名) (医療の内容)
2.家屋の変化	: なし あり (・新築・改築・転居・その他)
3.新しく購入した家具など	: なし あり ()
4.家庭内化学物質の使用	:(殺虫剤・防かび剤・芳香剤・タバコ・ワックス・他)
5.アレルギー疾患	: なし あり ()
6.特記事項	

(該当する症状に)	症状の発症時期	具体的な状況と日常生活への支障
自律神経症状 発汗異常・手足の冷え 疲れやすい・めまい		
神経・精神症状 不眠などの睡眠障害・不安感 うつ状態・頭痛・記憶力低下 集中力低下・意欲の低下 運動障害・四肢末端の知覚障害 関節痛・筋肉痛		
気道症状 のどの痛み・鼻の痛み・乾き感 気道閉塞感・かぜをひきやすい		
消化器症状 下痢・時に便秘・悪心		
感覚器症状 目の刺激感・目の疲れ ピントが合わない・鼻の刺激感 味覚異常・音に敏感になる・鼻血		
循環器症状 心悸亢進・胸部痛・不整脈		
免疫症状 皮膚炎・皮下出血 自己免疫疾患・喘息		
泌尿生殖器・婦人科 生理不順・性器不正出血 月経前困難症・頻尿・排尿困難		

紋別市公共建築物シックハウス対策ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に基づき、施設管理者及び関係部局が連携して適切な対応をすることにより、市民や職員が快適で安心して利用できる施設の維持管理に努めることとしているが、職員に化学物質が起因する健康被害と疑われる事例が発生した場合、また、職員の健康被害を防止するため施設管理者等は次により対応する。

1 使用開始前の対応

(1) 紋別市職員安全衛生委員会による現地視察等

職員安全衛生委員会は、労働安全衛生法第19条第1項に基づき、市長が職員の安全及び衛生管理対策について、意見を求めるため調査審議させる機関であり、次により職員の健康被害の防止を図る。

職員安全衛生委員会は、職員の健康被害の防止及び健康の保持増進を図るため、職員が常駐する公共建築物の新築や改修工事等が行われた施設のうち職員安全衛生委員会が現地視察を必要とする施設については、使用開始前に施設の視察を行う。

職員安全衛生委員会は、施設視察にあたり職員が常駐することにより健康被害が危惧されると思われるときは、担当医の意見を聞き、紋別市公共建築物シックハウス対策会議（以下「対策会議」という。）に改善等の意見を述べる。

(2) 施設管理者へのシックハウス対策の周知

工事発注部局は、引き渡し時までには施設管理者に対しシックハウス対策（日常的な換気等）の周知を徹底する。

(3) 施設管理者による健康状態の把握

施設管理者は、施設の新築や改修工事等が行われる場合、施工前と完成後使用時に職員の健康状態の把握に努める。

施設管理者は、化学物質に過敏に反応する職員について、特に留意し健康状態の把握に努める。

健康状態の把握にあたっては、必要に応じて対策会議等の指導・助言を受ける。

2 使用開始後の対応

(1) 日常の換気対策等

施設管理者は、職員の健康被害を防止するため、日常の管理においてガイドラインに基づき、適正な換気量を確保する。また、清掃作業等に使用する洗剤、ワックスや合成洗剤、漂白剤、芳香剤、消臭剤の使用に十分配慮する。

(2) 健康被害への対応

化学物質に起因すると疑われる体調不良の主な症状は多岐にわたり個人差が大きく、原因物質も多種多様であり、体調不良の訴えがあった場合の所属長の初動対応が非常に重要であることから、所属長は、次に留意し対応する。

化学物質過敏症の主な症状

- ・中枢神経系の症状：頭痛、不安、うつなど
- ・目の症状：刺激痛、視力障害など
- ・気道の症状：咽頭痛（のどのはれ、痛み）など
- ・循環器症状：どうき、不整脈など
- ・その他の全身症状：倦怠感、筋肉痛、関節痛など

以上のように、特徴のない症状が多いので、他の慢性的な病気による症状を除外し、何らかの化学物質に接触したかを確認する。

職員から化学物質に起因する体調不良の発生が疑われる訴えや相談があった場合、所属長は当該場所から、ただちに避難させたうえで、医療機関の受診を勧めるとともに、体調不良を訴える者の状況を把握する。（様式7）

（体調不良時の内容確認）

- ・体調不良の起こった日時・場所
- ・どのような体調不良か
- ・体調不良の状態は職場と家で異なるか
- ・体調不良を訴えている者はほかにいないか

所属長は、対策会議等に情報を提供し指導・助言を受けるとともに、所属部局長に報告する。

所属長は、対策会議等の指導・助言に従い行動する。

(3) 庶務課による対応

庶務課は、化学物質に起因すると疑われる体調不良の訴え等のある職員に対し、所属長と連携を取りながら次のことを行う。

所属長等から庶務課に情報がもたらされたときは、庶務課は次の対応を行う。

- ・ 体調の不良を訴える者からの状況及び体調の確認をする。
- ・ 産業医への報告と対応について確認する。
- ・ 職場内の職員から状況の確認をする。
- ・ 執務室等の現場を確認する。
- ・ 所属長及び本人への今後の方向性を説明する。
- ・ 定期的健康調査を実施する。

庶務課は、体調不良等を訴える職員の不安を解消するまで、所属長と連携し継続して職員の体調管理を行う。

庶務課は、体調不良等を訴える職員の健康状況について、必要に応じて対策会議に報告する。

健康調査回答票

(調査期間 年 月 日 ~ 月 日)

現在かかっている病気や治療を続けている疾病がありますか

1 ある 2 ない

氏名	
所属	

現在のあなたの症状で該当する項目の番号に 印をつけてください。

		月 日	月 日	月 日	備 考
1	(1)頭痛が続いている				
	(2)頭痛を繰り返す				
2	(1)筋肉痛がある				
	(2)筋肉の不快感がある				
3	(1)倦怠感(体がだるい感じ)が続いている				
	(2)強い倦怠感がある				
4	(1)関節の痛みがある				
5	(1)アレルギー性皮膚疾患がある				
6	(1)のどが痛い				
7	(1)微熱がある				
8	(1)腹痛				
	(2)下痢や便秘がある				
9	(1)光が異常にまぶしく感じる				
	(2)眼がかすむ				
	(3)ぼやけて見える				
	(4)視野の中で部分的に見えないことがある				
10	(1)集中力・思考力・記憶力の低下がある				
	(2)物忘れ				
	(3)健忘(ある一定期間のことが思い出せない)				
11	(1)感覚(痛覚、温度感覚など)の異常を感じる				
	(2)臭覚(臭いの感覚)や味覚の異常を感じる				
	(3)臭気による幻覚がある				
12	(1)時に興奮状態やうつ状態になる				
	(2)精神的に不安定である				
	(3)不眠がある				
13	(1)アトピー性皮膚炎・湿疹・じん麻疹・皮膚の炎症などがある				
	(2)口内炎がある				
	(3)皮膚のかゆみがある				
14	(1)月経過多がある				
	(2)生理時の痛みや異常がある				

上記以外の健康状態で気になることがあれば
日にちごとに記入してください。

日	_____
日	_____
日	_____
日	_____

その他意見があれば記入して
ください。

「引用資料・その他参考資料等」

建築基準法（抄）

J A S 規格一覧

J I S 規格一覧

厚生労働省指針値一覧

国土交通省 「建築工事監理指針」

厚生労働省 「室内空气中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法について」

国土交通省 「公営住宅における化学物質の室内濃度測定方法等について」

日本建築学会編 「シックハウス辞典」

文部科学省「学校環境衛生の基準」 平成16年2月改訂

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」

国土交通省「公営住宅における化学物質の室内濃度測定方法等について」

厚生労働省 「シックハウス問題に関する検討会中間報告書（第1回～第3回のまとめ）」

厚生労働省 「健康な日常生活を送るために パンフレット」

厚生労働省 「快適で健康な住宅に関する検討会議報告書」

国土交通省 「官庁営繕部における平成15年度からのホルムアルデヒド等の室内空气中の
化学物質の抑制に関する措置について」通知

旭川市 「旭川市公共建築物室内空気汚染対策 指針編及び関連マニュアル編」

平成20年9月改訂版

札幌市 「札幌市公共建築物シックハウス対策 指針及び指針の解説」

平成17年9月策定

紋別市公共建築物シックハウス対策
マニュアル

発行 紋別市公共建築物シックハウス対策会議

問い合わせ先 事務局 建設部建築住宅課

電話0158-24-2111内282

平成21年4月1日